

平成 26 年度業務実績に関する暫定評価（案）について

1 概要

評価委員会は、地方独立行政法人法第 28 条に基づき、各事業年度における業務の実績について評価を行うこととされているが、静岡県立病院機構評価委員会では、評価結果を病院機構の次年度の計画に反映させるとともに、本評価の精度を高めるため、事業年度途中で暫定評価を行っている。

平成 26 年度業務実績（暫定）について実施した暫定評価（案）は以下のとおりである。

2 評価内容

区 分	評価内容の要旨
総 括	<ul style="list-style-type: none"> ・医療面では、県立病院としての使命を第 1 期から引き続き担い、先進的医療の導入など、医療の更なる向上とそのための体制づくりへの努力が見受けられる。 ・経営面においても、診療報酬改定への対応及び新規施設基準の取得等による収益の確保や、経費の削減努力により、法人化後 6 年連続の黒字決算となる見込みである。 ・このように医療面・経営面の双方で高く評価ができ、名実ともにトップレベルの医療機関を目指して更なる充実を図るべく、第 1 期にまさる努力を期待する。
医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・3 病院は、高度・専門・特殊医療を担うという県立病院に求められる役割を果たし、高水準の患者紹介率や病床利用率、短い平均在院日数が示すとおり、他の医療機関との連携のもと医療の質を向上させており高く評価できる。 ・総合病院は、県内医療機関の中核病院として、循環器疾患、がん疾患、救急医療を中心に、高度専門医療や救急・急性期医療を高い水準で提供している。 ・こころの医療センターは、精神科救急や急性期医療に重点を置く取組を進めるとともに、在宅、先進医療等、総合的かつ高水準な精神医療を提供し続けている。 ・こども病院は、県内唯一の小児専門病院として「こころ」から「からだ」まで総合的な医療を提供し、県内外から多くの患者を受け入れており、実績においても日本トップレベルの成果をあげている。
医療に関する技術者の研修を通じた育成と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な採用試験の実施や離職防止努力等により、人材確保において一定の成果をあげている点は評価できるが、必要数の充足には至っておらず、今後もより一層の努力が必要である。また、看護学生の実習においては学生に選ばれる魅力的な医療現場を経験してもらえよう努め、情報発信にも努力することを求めたい。 ・看護師の 2 交替制勤務や医師の変則勤務にみられる勤務負担の軽減、また看護師宿舎や院内保育所の充実により、医療従事者の就労環境の向上と確保に努めていることは評価できる。

区 分	評価内容の要旨
医療に関する調査及び研究	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、県民のそれぞれに対し、積極的な情報提供の取組が進められており、評価できる。 ・医療の質の向上や魅力ある病院づくりのため、より一層の臨床研究機能の強化拡充を期待する。
医療に関する地域への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・総合病院、こども病院は、医師不足が生じている県内公的医療機関へ医師を派遣し、地域医療支援において県立病院としての役割を果たしており高く評価できる。 ・こころの医療センターは、医療観察法の鑑定医として県内各方面からの要請に的確に対応し、また 24 時間体制で県内全域を対象として患者・家族からの電話相談にも応じるなど、社会的な要請へ協力しており評価できる。
災害等における医療救護	<ul style="list-style-type: none"> ・総合病院においては、基幹災害拠点病院として災害医療に関して県全体の中心的役割を果たすよう、またこども病院においては、災害時の小児医療の拠点病院として、県内各病院との連携体制等においてより一層の機能強化が望まれる。 ・こころの医療センターにおいては、災害発生時の人的支援を目的とした協定を締結し、災害対策の具体的成果として評価できる。
業務運営の改善及び効率化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な組織運営や委託業務見直し等の業務改善を進め、経費削減等の効果が認められ高く評価できる。今後も業務の質とのバランスを取りつつ、引き続き取組が進展することを期待する。
財務内容の改善に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・3病院全てで黒字決算を達成できる見込みであり、経常収支比率の見込みは104.64%であるなど、第2期中期目標で掲げられている「5年間累計の経常収支比率100%以上」の達成に向けて良い滑り出しであり評価できる。

(参考) 地方独立行政法人法

第 28 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。